

オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準

令和4年3月28日 公正取引委員会・消費者庁長官届出

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)施行規則第5条第1項の規定に基づき、規約第3条第2項に規定する「衛生検査の利用を誘引する手段」に関して、オンライン検査サービスを利用した衛生検査の取引において提供する景品類について、次のとおり運用基準を定める。

第1 定義

「オンライン検査サービス」とは、衛生検査事業者と医療機関等とが、インターネットやネットワークにより双方の電子計算機を接続することで、電子データにより検体の検査依頼、検査結果の報告を送信又は取得することをいう。

第2 「衛生検査の利用を誘引する手段」に関する考え方

衛生検査事業者が、オンライン検査サービスを利用した衛生検査の取引において、医療機関等に対し、以下のような無償提供を行うことは「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当する。

- 1 電子計算機等の物品、消耗品及びプログラムソフトを無償で提供すること。
- 2 プログラムソフトのインストール、医療機関のシステム仕様に合わせた検査項目コードの変換作業、保守及びプログラム改修のためのメンテナンス等、便益、労務を無償で提供すること。

附 則

この運用基準は、令和4年6月1日から実施する。